

茨城労働局
栃木労働局
群馬労働局
埼玉労働局
発表
平成26年11月28日

担 当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 遠藤 光 電話 029-224-6214
	栃木労働局労働基準部監督課 課長 西本 直哉 電話 028-634-9115
	群馬労働局労働基準部監督課 課長 岡本 克也 電話 027-210-5003
	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 友住 弘一郎 電話 048-600-6244

北関東の4労働局が合同で年末建設一斉監督を実施します

～北関東4労働局における建設業の労働災害が大幅に増加～

北関東の4労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）の管内においては、建設工事に係る労働災害（休業4日以上死傷災害）が前年比9.1%増、死亡災害が前年比65.2%増と大幅に増加しています（平成26年10月末現在 別添1参照）。

年末・年始の時期は繁忙期となり、年度末に向けた工事量も増加し、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳するなど、建設工事における労働災害の発生が特に懸念される所です。

そのため、茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局・埼玉労働局の4労働局において、合同で、平成26年12月1日（月）から12月12日（金）までの間、建設工事に対する一斉監督を実施し、年末・年始の時期における建設工事の労働災害の防止を図ることとしました。

なお、栃木労働局（局長 堀江雅和）では、栃木労働局長が先頭となって、一斉監督指導実施期間中の12月1日（月）に、宇都宮労働基準監督署（署長 小林茂）と合同で、下記2により建設工事現場への監督指導を実施します。

通常、労働基準監督機関が監督指導を公開することはありませんが、別添2の記2の監督指導現場については、労働災害防止のため、施工会社等の了承を得て特別に公開しますので、労働基準監督機関における建設工事現場への監督指導について、この機会に是非とも取材をお願いします。

1 北関東4労働局における建設業の労働災害発生状況（平成26年1～10月）

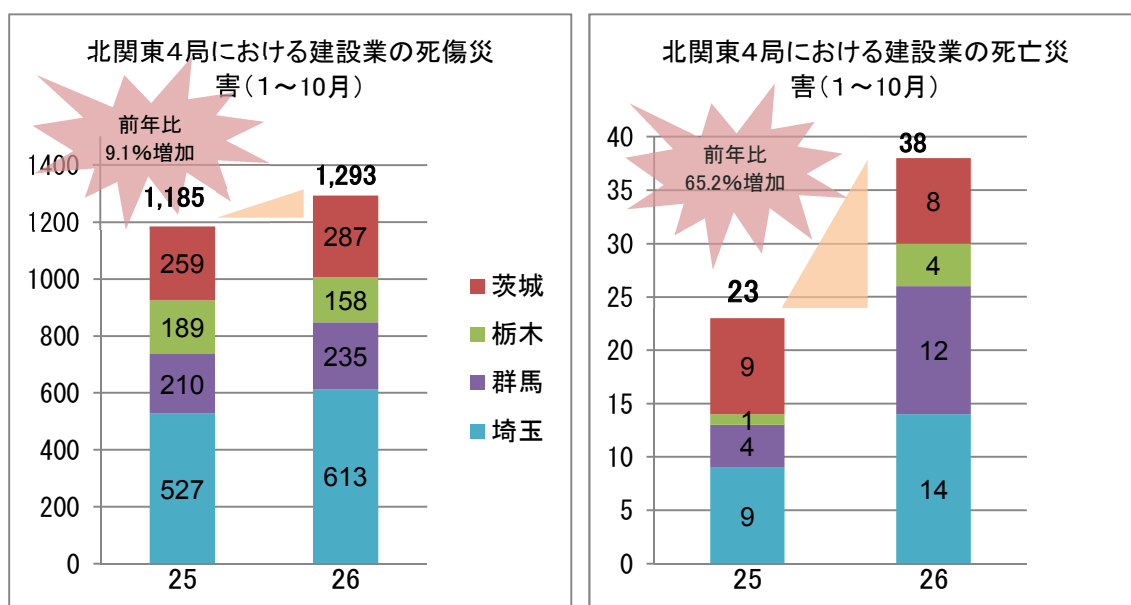
北関東の4労働局管内における建設業に係る平成26年の労働発生状況をみると、労働災害（休業4日以上死傷災害）が前年比9.1%増、そのうちの死亡災害が前年比65.2%増と大幅に増加しています。（グラフ1）

労働災害発生状況における事故の型別の内訳をみると、墜落・転落災害が35.3%と最も多く、以下、はさまれ・巻き込まれ災害（12.2%）、飛来・落下災害（10.4%）の順で多くなっています。（グラフ2）

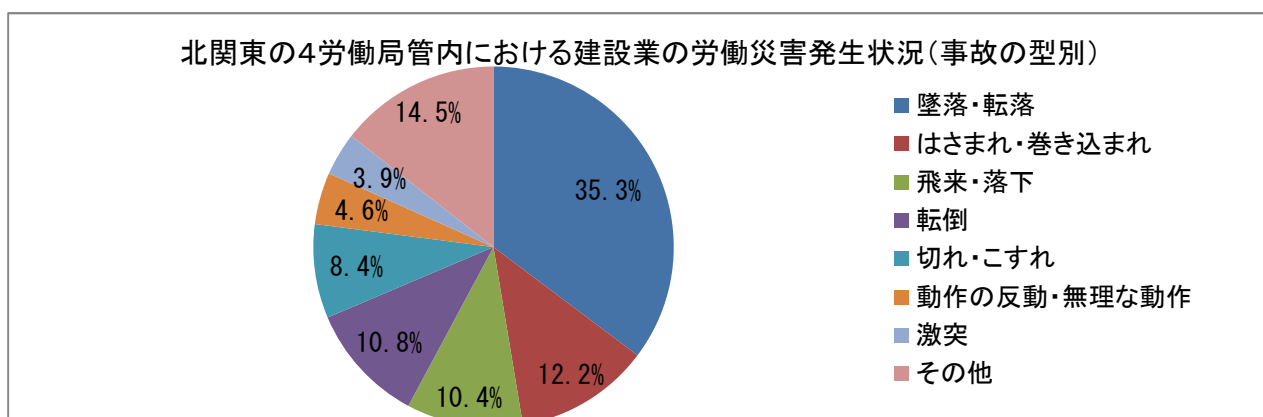
※全国における建設業の労働災害発生状況（平成26年1～10月）（平成26年11月7日現在）

死傷災害 12,909件（前年比1.6%増） 死亡災害 287件（前年比12.5%増）

グラフ1 北関東4労働局管内における建設業の労働災害発生状況（死傷、死亡）



グラフ2 北関東の4労働局管内における建設業の労働災害発生状況(事故の型別)



2 北関東4労働局合同の年末建設一斉監督

茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局・埼玉労働局の4労働局では、合同で、特に繁忙期となる年末・年始の時期における建設工事の労働災害の発生を防止するため、平成26年12月1日から12日までの期間に集中的に建設工事に対する一斉監督を実施します。

記

1 北関東4局一斉建設工事現場監督指導について

(1) 実施期間

平成26年12月1日(月)から12月12日(金)まで

(2) 監督指導の対象

北関東4局管内で施工中の建設工事現場

2 局署合同監督指導(栃木労働局長の監督指導)について

(1) 実施日

平成26年12月1日(月) 13:50~15:20

(2) 公開現場の工事名称及び所在地

施工者 : 東武建設株式会社

工事名 : ポレスター錦パノラマコート新築工事

所在地 : 宇都宮市錦1-1173-5 (案内図は別紙記載)

集合場所 : 現場事務所会議室(同上)

(3) 当日の日程

13:50~14:00 参加者紹介・局長あいさつ

14:00~14:10 現場事務所にて、現場の概要説明等

14:10~15:10 現場巡視指導等

15:10~15:20 現場事務所にて、巡視結果の講評等

(4) 報道関係の皆様へ

ア 当日取材を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

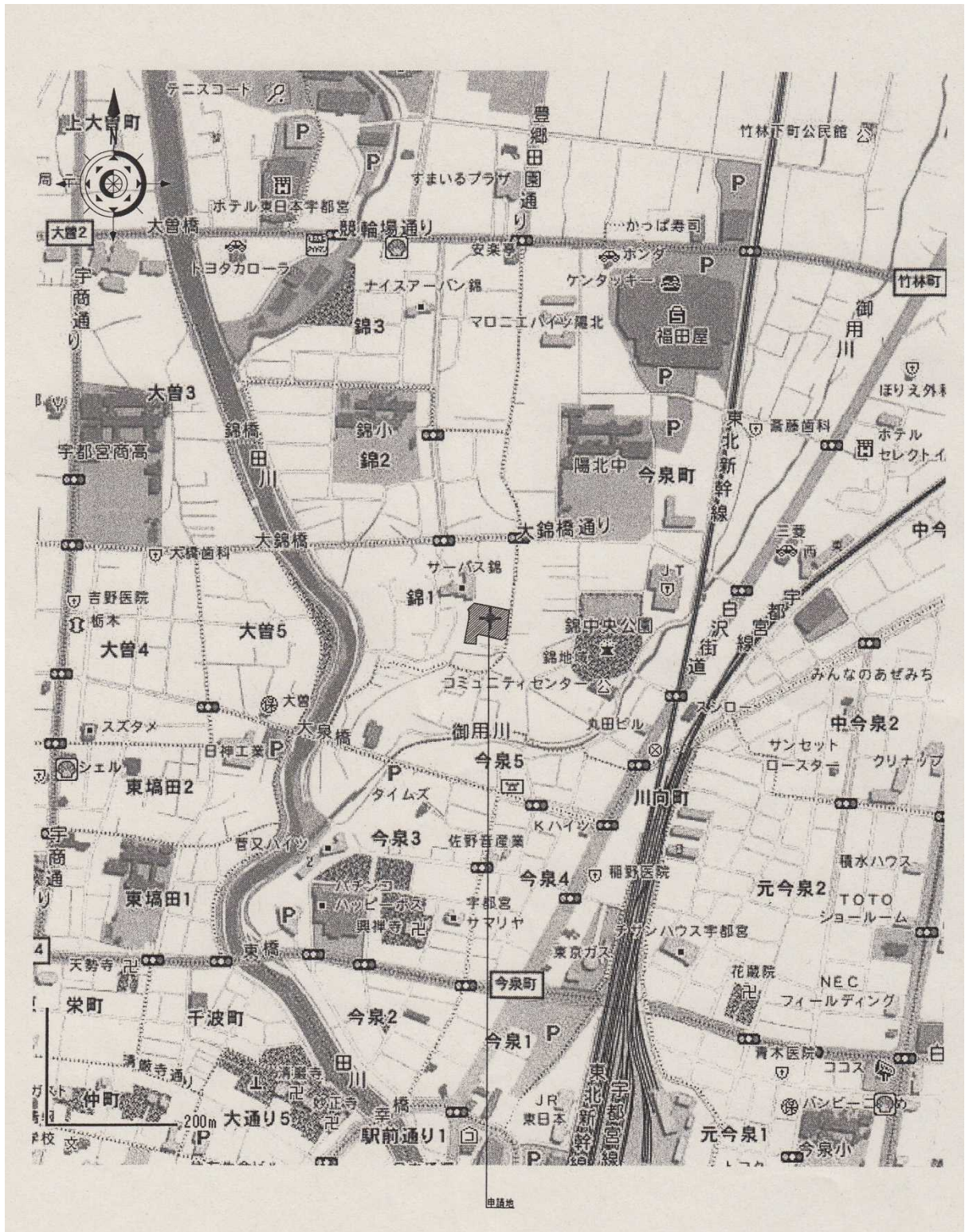
(連絡先: 栃木労働局監督課大貫宛て TEL 028-634-9115)

イ 当日取材される方は、13時50分までに現場事務所会議室にお越し下さい。

(別紙案内図をご確認下さい。)

ウ 工事現場内では通常の作業が行われており、危険な箇所がありますので、取材に当たっては現場管理者等の指示に従ってください。

オ 工事現場内では、必ずヘルメットの着用のご協力をお願いします。(ヘルメットは、工事施工者において用意しております。)



栃木労働局年末年始無災害運動実施要綱

(平成26年12月15日から平成27年1月15日)

栃木労働局
各労働基準監督署

1 趣 旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、本年10月末現在1,358人と前年同時比で1.0%の増加傾向にあります。

とりわけ、死亡労働災害においては17人(16件)と前年同期比で6人増を大幅に増加している状況にあったことから、特に平成26年は、管内各労働災害防止団体への「死亡労働災害の大幅増加に対する緊急取組み要請」、栃木労働局・各労働基準監督署並びに各労働災害防止団体による「緊急死亡労働災害撲滅運動」等の労働災害防止活動を広く展開してきましたが、未だ増加傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

さらに、これから年末年始を迎えるにあたり、労働災害とりわけ死亡労働災害や一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生、さらに、冬場に入り路面等の凍結による転倒災害の増加などが懸念されることから、さらなる労働災害防止への取り組みが必要となります。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした、「栃木労働局年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施することといたしました。

2 実施期間

平成26年12月15日～平成27年1月15日

3 運動スローガン

「安全の足並みそろえて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」
(中央労働災害防止協会スローガン)

4 災害防止の重点事項

死亡労働災害の撲滅
墜落・転落災害の撲滅
交通労働災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合、説明会等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報、機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合、説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全最優先」を主眼とした安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントの定着、労働安全衛生マネジメントシステム体制の確立など、自主的安全衛生管理活動の活性化
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化
- (4) 交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (5) 墜落・転落災害防止対策の徹底
 - ①高さ 2 メートル以上の箇所（以下高所作業と呼ぶ）での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
 - ②高所作業で作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯の使用の徹底
 - ③はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯の使用の徹底
 - ④高所作業での墜落時保護用ヘルメットの着用の徹底
- (6) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (7) 転倒災害防止対策の徹底
 - ①積雪や凍結路面（通路・駐車場含む）の整備の徹底
 - ②床面の段差及び油・水たまり等のないよう、点検・整備の徹底
- (8) 職場の整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）の徹底
- (9) 非定常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- (10) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 火気の点検、確認等火気管理の徹底